

地方版孤独・孤立対策官民連携プラットフォーム推進事業について

政府の総合緊急対策事業の一つである「地方版孤独・孤立対策官民連携プラットフォームの推進のあり方に関する調査研究」事業に係る取組団体として全国 29 団体（都道府県・政令指定都市 12 団体、市区町村（政令指定都市除く）17 団体）が指定されています。

第六次須坂市総合計画で『みんなで支えあい健やかに暮らせるまち』を掲げ、「高齢者も子どもも障がいがある人もない人も、全ての人が地域の中で孤立し、孤独になることのないよう、地域全体で見守り、寄り添い、支援をすることができるまち」を目指している須坂市もその中の 1 団体（長野県内唯一の採択団体）として実証事業に取り組みます。

コロナ禍で変化した社会的状況や経済的状況の中、改めて「孤独・孤立」という複合的事案に関する実態把握を行い、これまで築き上げてきた須坂市の地域的なつながりやネットワークを活用し、「本当に困っている人の支援」を念頭に、「孤独・孤立」を感じない温かな地域づくりを進めるための取組みの第一歩として県内でも先行して実証事業に取り組んでいます。

（参考） 国が進める孤独・孤立対策官民連携プラットフォーム事業について

孤独・孤立問題の深刻化に備え、地方自治体においても支援団体の連携による対応が急務となっている。一方、孤独・孤立問題は複合的事案が多く（別添：「様々なライフステージに応じた「孤独・孤立対策」に関する支援施策」のとおり、多くの行政分野に関係している。）、既存の政策的対処では困難であることから、国が地方自治体において連携強化の実証事業に取り組み、得られたノウハウや留意点などをまとめ、全国の自治体に共有することで、孤独・孤立対策の取組み強化を目指す目的で取組団体の実証事業を支援するもの。事業にかかる経費は全額国費で負担。（市町村は 600 万円が上限）（※同事業の詳細は別添のとおり）

須坂市は第二次取組団体として、2022 年 9 月 30 日付で決定通知を受けており、事業実施期間は 2023 年 2 月末までとなっている。

1 孤独・孤立の定義

「孤独」・・・ひとりぼっちである精神的な状態 寂しいことという感情

「孤立」・・・つながりや助けのない状態

両者は互いに関連するも、その違いを認識しつつ施策を進めることが必要

（上記「令和 3 年 11 月 8 日 全国市長会 まち・ひと・しごと創生対策特別委員会 資料」）

“孤独”の考え方

- ★ 主観的なもの
- ★ 孤独の感じ方は多様
- 目に見えにくいもの
- 孤独（感）から孤立につながりやすい

“孤立”の考え方

- ★ 客観的なもの
- ただし、主観的な要素も入り込む
- 目に見えやすいもの
- ごみ屋敷、ひきこもり など

孤独・孤立の課題

- ★ 孤独の感じ方は多様であることから、政策に反映しにくい。
また、孤独（感）という感情の領域に入り込むことに危うさもある。
- 孤独・孤立は、なにを要因（内的・外的）とするのか、放置するとどうなるのか検討が必要。
- 対応策（予防・治癒・現状維持）とは。既存事業の充実、既存事業の融合、新たな事業など。

国の有識者ヒアリング結果「第 2 回孤独・孤立対策に関する連絡調整会議 資料」より

≪ 2022年度に須坂市が行う事業 ≫（既に実施済の内容を含む。）

① 須坂市版孤独・孤立の実態把握に関する調査（人々のつながりに関する市民アンケート調査）の実施

須坂市に住所を有する16歳以上の市民2,000名（無作為抽出）を対象に、2023年1月6日から1月20日までの期間で実施。国が先行して実施した「孤独・孤立の実態把握に関する全国調査」における調査結果の比較分析を行うことや、国の調査では把握しきれない市独自の孤独・孤立の実態について現状把握することが目的です。

調査結果については現在集計中で、2月下旬頃を目途に結果を公表し、ホームページ等に掲載予定です。

（調査項目の詳細）

調査項目	調査項目の詳細
属性	年代、性別、婚姻歴、同居人数、学歴、職業、居住形態、世帯年収、健康状態、普段利用するコミュニケーションツール、孤立・孤独に関連すると考えられる移住の有無、居住年数、要介護者の有無、趣味の有無等
外出の状況	外出頻度、外出目的、自由な移動手段の有無、行動範囲
コミュニケーションや つきあいの状況	家族や友人とのコミュニケーションの頻度、交流活動の状況等
困りごとや相談の状況	支援の有無、相談相手の有無、相談機関の認知度、相談することへの感情、相談しやすいと思えるための条件等
孤独感の状況	取り残されている感覚や孤立感覚の有無や程度、孤独感覚に至る前の経験、社会との関わり方の満足度等
その他	コロナ禍における社会活動やプライベートにおけるコミュニケーションの変化等

② 孤独・孤立対策に関する支援体制、地域資源に関するマップの作成

孤独・孤立につながる問題点やきっかけと、調査を実施しての課題、それらの課題を解決していくための地域資源（相談体制や制度など）と今後の検討項目が概念図化され、須坂市独自の課題や方向性などを整理したマップを作成の上、複合的事案である「孤独・孤立」問題に今後取り組んでいくための糸口として活用します。

③ 孤独・孤立対策に関する協議体（プラットフォーム）の形成

社会的な問題となっている孤独や孤立について、人と人との「つながり」を実感できる地域づくりを進めるため、行政と関係機関が連携し、総合的・包括的な取り組みを検討するためのプラットフォームとして、須坂市孤独・孤立対策官民連携プラットフォーム推進協議会を設置します。（2月下旬に初回の協議会を開催予定。）

庁内関係課に加え、社会福祉協議会等の関係団体、民生委員や民間支援組織などで協議会を構成し、須坂市の「孤独・孤立対策」を横断的に進めます。



出生



児童生徒・学生



就職



妊娠・出産・子育て



退職・高齢

＜児童虐待・子供の貧困等＞ P 2～3

- ①児童相談所・社会的養護
- ②ひとり親世帯の困窮（子どもの生活・学習支援事業、生活保護世帯を含む生活困窮世帯の子どもへの学習・生活支援事業）
- ③子ども食堂・子ども宅食・学習支援等による居場所づくりや見守り強化に対する補助
- ④子ども食堂やフードバンク等の食材提供に係る補助
- ⑤国が保有する災害用備蓄食品のフードバンク団体等を通じた子ども食堂等への提供
- ⑥フードドライブの推進による、子ども食堂やフードバンクの食材提供に係る支援

＜児童生徒の悩み・困難（いじめ・不登校等）＞ P 5

- ①スクールソーシャルワーカー・スクールカウンセラー等による教育相談体制の充実や関係機関との連携の促進
- ②24時間子供SOSダイヤル
- ③「SOSの出し方に関する教育」を含む自殺予防教育の推進
- ④SNS等を活用した相談事業
- ⑤不登校児童生徒に対する支援
- ⑥子どもの人権SOSミニレター

＜新入生を含む学生・労働者等＞ P 6～7

- ①学生の学修継続のための支援（相談窓口・経済的な支援・メンタルヘルスケアなど）
- ②テレワークガイドラインの周知・啓発
- ③就職氷河期世代支援
- ④難聴者のための補聴器等に関する支援

＜妊娠・出産・子育て＞ P 8

- ①若年妊婦等への支援、産後うつ予防、ワンオペ育児の予防・防止

＜ひとり暮らし・フレイル・介護＞

P 9～10

- ①感染防止と両立する地域全体のつながり推進
- ②高齢者の通いの場の継続・再開
- ③地域支援事業における包括的支援事業（地域包括支援センターの運営）
- ④熱中症対策
- ⑤難聴高齢者の調査
- ⑥難聴者のための補聴器等に関する支援（再掲）

＜子供・若者の育成支援＞ P 4 ①子供・若者育成支援体制の整備 ②子供・若者育成支援人材の養成 ③ヤングケアラー対策

＜自殺防止（SNS相談・電話相談）・メンタルヘルス対策＞ P 11～12 ①支援情報検索サイトの活用 ②自殺防止対策に係る相談支援の体制強化 ③NPO法人等が行うSNS等を通じた相談の強化 ④自殺防止に関する検索連動相談窓口案内の強化 ⑤自衛隊員の自殺事故防止・メンタルヘルス対策

＜生活困窮（アウトリーチ支援・住まいの支援等）・生活保護＞ P 13～14 ①自立相談支援等における包括的な支援 ②ケースワーカーによる訪問等 ③住まいの支援（公的賃貸住宅、居住支援法人） ④生活保護世帯を含む生活困窮者等の住まい対策の推進 ⑤生活保護世帯を含む生活困窮者への就労等を見据えた自立支援を行う仕組みの推進 ⑥生活困窮者等に対する支援に関する活動を行うNPO法人等への助成 ⑦フードバンクの食材提供に係る補助（再掲）⑧国が保有する災害用備蓄食品のフードバンク団体等への提供（再掲）

＜ひきこもり（居場所づくり・アウトリーチ支援）＞ P 15 ①ひきこもり状態にある者や家族等への相談支援 ②居場所づくり等、状況に寄り添った支援 ③農福連携の推進 ④関係団体等と連携した国立公園の情報発信・来訪促進による心身の健康増進

＜女性・女の子（様々な困難・不安を抱える女性・女の子への支援）＞ P 16～18

- ①困難や不安を抱える女性に寄り添った相談支援等 ②DV被害者等支援 ③性犯罪・性暴力被害者支援 ④いわゆる「生理の貧困」 ⑤女性の人権ホットライン

＜被災者支援＞ P 19

- ①コミュニティ形成支援事業 ②被災者見守り・相談支援事業 ③「心の復興」事業

＜犯罪被害者支援＞ P 20

- ①性犯罪被害相談電話の運用 ②民間支援団体と連携した犯罪被害者支援 ③犯罪被害者に対するカウンセリング等の充実

＜再犯防止等＞ P 21～23 ①地方公共団体における再犯防止の取組の推進 ②悩みを抱える保護者や本人等が社会から孤立しないよう心理的援助 ③刑務所出所者等の就労・住居の確保 ④刑務所出所者等に対する福祉的支援等の実施 ⑤矯正施設退所者等に対する地域生活定着支援 ⑥保護観察所における薬物依存対策 ⑦保護司等民間ボランティアによる支援 ⑧医療観察対象者の社会的孤立による再被害行為等を防ぐ支援の実施

＜消費者被害防止＞ P 24

- ①消費者被害の未然防止等のための見守り、啓発活動・相談体制の強化 ②消費者被害の防止及び回復

＜外国人・在外邦人に対する支援＞ P 25

- ①②相談支援事業 ③在外邦人に対するきめ細かい支援、困窮在外邦人等対策

地方版 孤独・孤立対策官民連携プラットフォームの推進(予備費5.2億円)

- ・ 孤独・孤立問題の深刻化に備え、地方自治体でも支援団体の連携による対応が急務。一方、複合的事案が多く、既存の政策的対処では困難であり、地方自治体の取組に大きな差が見られる。
- ・ 本事業は、地方自治体において連携強化の実証事業に取り組み、得られたノウハウや留意点などを報告書にまとめ、全国の地方自治体に共有することで、孤独・孤立対策の取組強化を目指す。

実施体制

- ・ 地方自治体は、地域の実情を踏まえ、プラットフォームを設置。構成団体は、新たな社会的なつながりを支援する団体を中心に選出。
- ・ 国は委託事業者とともに、地方自治体の活動をきめ細かく側面支援し、調査・分析を実施。

実証事業

各自治体の現状に応じ実施（◎は必須）

- 官民連携プラットフォームの設置 ◎
- 地域住民への周知、情報発信 ◎
- 支援団体間の連携による試行的事業◎

（1団体あたり都道府県・政令市1,200万円、市町村600万円）

- 地域内の実態把握と相互理解
- 人材確保・育成を目指す研修実施

地方自治体の孤独・孤立対策の取組を強化